

【イギリス】2022年選挙法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2022年4月、投票所における顔写真付身分証明書の提示義務付け、在外選挙における出国後期間による制限の撤廃など、既存の選挙関連規定を見直す2022年選挙法が制定された。

1 概要

イギリスでは、2022年4月28日、既存の選挙関連規定を多岐にわたって見直す2022年選挙法¹が制定された。同法は、全7部68か条附則12編から成る。本則の構成は、第1部「選挙の管理及び執行」（第1条～第13条）、第2部「在外選挙人及びEU市民」（第14条、第15条）、第3部「選挙委員会」（第16条～第19条）、第4部「支出の規制」（第20条～第29条）、第5部「犯罪者の公選職就任に係る資格喪失等」（第30条～第38条）、第6部「電子的[選挙運動用]資料に含めるべき情報」（第39条～第61条）、第7部「一般規定」（第62条～第68条）²である（〔〕は筆者による補記）。施行日は、いくつかの規定ごとに異なり、早いものは制定と同時に、直近では2023年5月19日に設定されたもの³がある。

2 主な規定

(1) 選挙手続の改善

第1部では、投票所で投票用紙を受け取る際、なりすまし防止のため、所定の顔写真付身分証明書（パスポート、運転免許証等）の提示を義務付ける（第1条、附則第1）、郵便投票及び代理投票の申請について、本人確認手続の導入とともに、オンラインでも可能にする⁴（第2条、附則第2）など、選挙手続を改善するための措置を講じている。こうした規定の背景には、2016年に選挙不正に関する包括的な政府報告書が公表され、イギリスの選挙制度の脆（ぜい）弱性が指摘されたことがある⁵。2023年5月末時点において、第1部の規定とその関連附則には未施行のものも多いが、上述の箇所は、2022年8月27日以降、段階的に施行済みである⁶。また、改正後の規定が初めて適用された2023年5月4日のイングランド地方選挙では、当該証明書を所持していないために、有権者の1.2%が投票できなかったとの指摘がある⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。

¹ Elections Act 2022 c.37. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/37/contents>>

² 一般規定の具体的な内容は、法律の運用に関する評価（review）の作成、国務大臣への授権、財政規定、法律において使用されている用語の解釈、適用範囲、施行期日、法律の略称を定めるものとなっている。

³ The Elections Act 2022 (Commencement No.8) Regulations 2023 (S.I. 2023/552). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2023/552/contents/made>> 施行に関する規則は、2023年5月末時点で、これを含めて8件制定されている。

⁴ 従来、郵便投票、代理投票ともに、申請書を原則として郵送で提出する必要があった。両制度の概略に関しては、佐藤令「障害者や高齢者の参政権の保障—移動が困難な選挙人の投票権の確保を中心に—」『ダイバーシティ（多様性）社会の構築：総合調査報告書』国立国会図書館, 2017, pp.94-95, 97 <<https://doi.org/10.11501/10310078>> を参照。

⁵ 田村祐子「【イギリス】女王演説—2021-22年会期の予定法案—」『外国の立法』No.288-2, 2021.8, p.25. <<https://doi.org/10.11501/11708955>>

⁶ The Elections Act 2022 (Commencement No.2) Regulations 2022 (S.I. 2022/916). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/916/contents/made>>; The Elections Act 2022 (Commencement No.6 and Savings) Regulations 2022 (S.I. 2022/1401). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2022/1401/contents/made>>

⁷ Rowena Mason, Local election observers say 1.2% of voters turned away for lacking ID, *The Guardian*, 13 May.2023. <<https://www.theguardian.com/politics/2023/may/13/local-election-observers-say-12-of-voters-turned-away-for-lacking-id>>

(2) 国外の有権者及び EU 市民の権利保障

従来、在外選挙については、イギリスを出国してから 15 年未満の有権者に限定して投票が認められていた⁸。今回の改正は、この限定を廃止するものである（第 14 条、附則第 7）。また、イギリスの EU 離脱以前から同国に居住している EU 市民に対して、合法的な滞在資格を有している場合には、イングランド及び北アイルランドでの地方選挙において投票及び立候補が認められるものとした（第 15 条、附則第 8）。

(3) 選挙委員会（Electoral Commission）に対する監督強化

第 3 部は、選挙委員会に対する監督の強化等を行っている。選挙委員会は、①政党登録、②選挙啓発、③選挙の実施状況の分析及び制度改革の提案、④政治資金の規制、⑤レファレンダムの管理等を行う機関である⁹。他方、下院議長等から成る議長委員会は、選挙委員の任命の監督、選挙委員会の予算及び 5 か年計画の審査及び下院への提出、選挙委員会の権能の行使に係る下院への年次報告等を行うものとされている。今回の改正では、選挙委員会が権限を有する事項についての戦略及び政策の優先順位等を定めた文書案を政府が起草し、議会が承認するものとした（第 16 条）。選挙委員会は、その権能の行使に当たり、当該文書に配慮しなければならない（同）。また、議長委員会は、当該文書案について修正を提案でき（同）、選挙委員会が当該文書への配慮義務を遵守しているか調査できるものとした（第 17 条）。

(4) 政治資金規制の強化

第 4 部は、既存の政治資金規制に関する法律を強化するものであり、政党がその登録申請時に 500 ポンド（約 83,000 円）¹⁰を超える資産又は負債を有している場合、新たに申告を義務付けること（第 23 条）などを定めている。

(5) 資格喪失命令（disqualification order）の創設

第 5 部では、公選職への立候補等を 5 年間にわたり禁止する、資格喪失命令を設けている（第 30 条）。同命令は、18 歳以上で所定の刑事犯罪により有罪とされた者で、かつ、公選職の候補者等への敵意により刑罰が加重された者に対して、裁判所が命じることができる（同）。改正の背景として、2017 年、首相に助言を行う公的機関である公職倫理基準委員会（Committee on Standards in Public Life）は、候補者や選挙運動員が脅迫（intimidation）の増加に直面していることを指摘し、こうした脅迫の深刻さを反映した罰則の制定を勧告していた¹¹。

(6) インプリント表示義務の拡大

第 6 部では、従来の印刷による選挙運動用資料に加え、電子的な選挙運動用資料にもインプリント（運動主体の名前・住所を示す関連事項）表示を義務付ける（第 41 条）などしている¹²。

参考文献

- ・“Elections Act 2022: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/37/pdfs/ukpgaen_20220037_en.pdf>

⁸ 佐藤令「在外選挙制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.514, 2006.3.1, pp.7-8. <<https://doi.org/10.11501/1000674>>

⁹ 三枝昌幸「イギリスにおける選挙管理」『千葉商大紀要』59(2), 2021.11, p.158. <<http://id.nii.ac.jp/1381/00006270/>>

¹⁰ 1 ポンドは、約 166 円（令和 5 年 6 月報告省令レート）である。

¹¹ Committee of Standards in Public Life, *Intimidation in Public Life: A Review by the Committee on Standards in Public Life*, 29 July 2018, p.16. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/666927/6.3637_CO_v6_061217_Web3.1_2_.pdf>

¹² 規制の経緯及び詳細に関しては、今井良幸「英国のレファレンダムにおける投票運動規制—その現状とインターネット上の投票運動への導入に向けた動向—」『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』国立国会図書館, 2023, pp.17-35 <<https://doi.org/10.11501/12767875>> を参照。